

長野県主要農作物の種子生産に係る基本要綱

平成 30 年 3 月 30 日 29 農技第 596 号

(目的)

第 1 この要綱は、本県における主要農作物の優良な品種の選定及び種子の生産について、調査や原種等の生産、採種ほ場の審査、その他の措置を行うことにより、優良な種子の安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第 2 この要綱において、「主要農作物」とは、稲、大麦、小麦、大豆及びそばをいう。
- 2 「原原種」とは、その品種の遺伝的純度が維持されており、かつ種子生産を目的として農業関係試験場等の育成者から供給される種子をいう。
 - 3 「原種」とは、原則として前 2 項の「原原種」から生産された種子をいう。
 - 4 「一般種子」とは、原則として前 3 項の「原種」から生産された種子をいう。

(奨励品種の決定)

- 第 3 県は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下、「奨励品種」という。）を決定するための必要な試験、調査（以下、「奨励品種決定調査」という。）を行うものとする。
- 2 奨励品種の決定に当たっては、農業関係試験場、農業者の組織する団体、農産物の需要者、学識経験者、民間の品種育成関係者等をもって構成する長野県主要農作物等奨励品種決定審査会を開催し、その意見を聴くものとする。
 - 3 奨励品種の決定基準及び調査の方法は別途定める。

(種子生産団体の業務)

- 第 4 本県における主要農作物の種子生産に係る業務のうち、以下の業務については一般社団法人 長野県原種センター（以下、「原種センター」という。）が行うものとする。
- (1) 主要農作物の優良な種子を安定的に生産、確保及び供給するための計画（以下、「種子計画」という。）の策定
 - (2) 種子計画に基づく原種の生産・確保及び供給
 - (3) 種子計画に基づく一般種子の確保、需給調整及び備蓄
 - (4) その他種子の安定的な生産、確保及び供給に関する業務

(種子計画)

- 第 5 種子計画の策定にあたり、原種センターは、毎年、県と協議を行うものとする。
- 2 種子計画の対象とする品種は、原則として、県における奨励品種とする。ただし県が特に認めた場合には、この限りではない。

(原原種の生産)

第6 種子計画に基づく原種の生産に必要な原原種の生産、確保は、農業関係試験場が行うものとする。

(種子生産ほ場の届出)

第7 種子計画に基づき一般種子を生産する生産者（以下、「種子生産者」という。）は、あらかじめ、主要農作物の種子を生産するほ場を県及び原種センターに届出なければならない。

(審査)

第8 種子生産者は、種子としての品位を保つため、種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号 以下、「生産等基準」という。）に規定される項目について、その栽培中に「ほ場審査」を受けなければならない。

2 種子生産者は、種子としての品位を保つため、生産等基準に規定される項目について、生産した種子の「生産物審査」を受けなければならない。

3 種子生産者は、ほ場審査及び生産物審査（以下、「審査」という。）を受けようとするときは、県に対して審査の請求を行う。

4 県は、種子生産者から前2項及び3項の請求があったときは、審査を行う。

5 審査の基準及び方法は、別途定める。

6 審査は、主要農作物の種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する専門技術員、農業改良普及指導員、農業関係試験場の研究員等のうちから知事が任命した種子審査員（以下、「審査員」という。）が行うものとする。

7 審査員が所属する機関の長は、県が定めた審査の基準に適合すると認めるときは、審査請求者に、審査証明書及び審査結果報告書を交付する。

(種子生産者への助言及び指導)

第9 県は、種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要とする助言及び指導を行うものとする。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。